

10. 性的指向と性自認等

(1) 現状と課題

恋愛又は性愛の対象がどういう性に向かうのかを示す概念である「性的指向」については、異性愛・同性愛等多様であり、また、自己の性別をどのように認識しているかを示す概念である「性自認」については、生物学的な性（からだの性）と自認する性（こころの性）が一致せず違和感を持っている人がいます。一般的には、「LGBT^{*81}」等の言葉が用いられており、全体的に見れば少数派ということで、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人々を総称する言葉として、近年、次第に浸透してきました。民間企業が2019（令和元）年11月に全国の成人約42万人を対象に実施した統計調査によると、10.0%の人がLGBTのいずれかに該当するという調査結果が報告されています。しかし、我が国では、LGBT等に対して、社会的な認識・理解が進んでいないため、当事者は、性的指向と性自認等を理由とした偏見や差別、またそれを助長する興味本位の扱いを受け、そのことを理由とした解雇、賃貸住宅への入居拒否等、社会生活上の困難に遭遇するなど、様々な問題に苦しんでいます。そのため、当事者の多くは、公表（カミングアウト）を躊躇し、日常の社会生活を送る上でも周囲に知られることを恐れながら生活しているものと考えられます。

一方で、近年、欧米諸国やアジアにおいても同性婚や同性カップルに婚姻とほぼ同等の権利を認める国が徐々に増えているとともに、国内外でLGBT等であることをカミングアウトした人が、政治・スポーツ・芸術等様々な分野で活躍し、当事者で構成するNPO団体等が地道な活動を進めていることなどにより、社会において、少しずつではありますが、理解や共生の意識が広がっています。

我が国においては、2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法^{*82}）」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て戸籍の性別変更が認められることになり、2008（平成20）年には、その条件を緩和する法改正も行われました。また、性的指向と性自認等を理由とする差別の禁止や理解を促進する法案等の制定の動きが見られるほか、一部自治体においては、性の多様性を尊重する条例の制定や、異性間の婚姻に相当する関係を自治体が認める「同性パートナーシップ制度」の運用等、独自に当事者を支援する動きも出てきました。

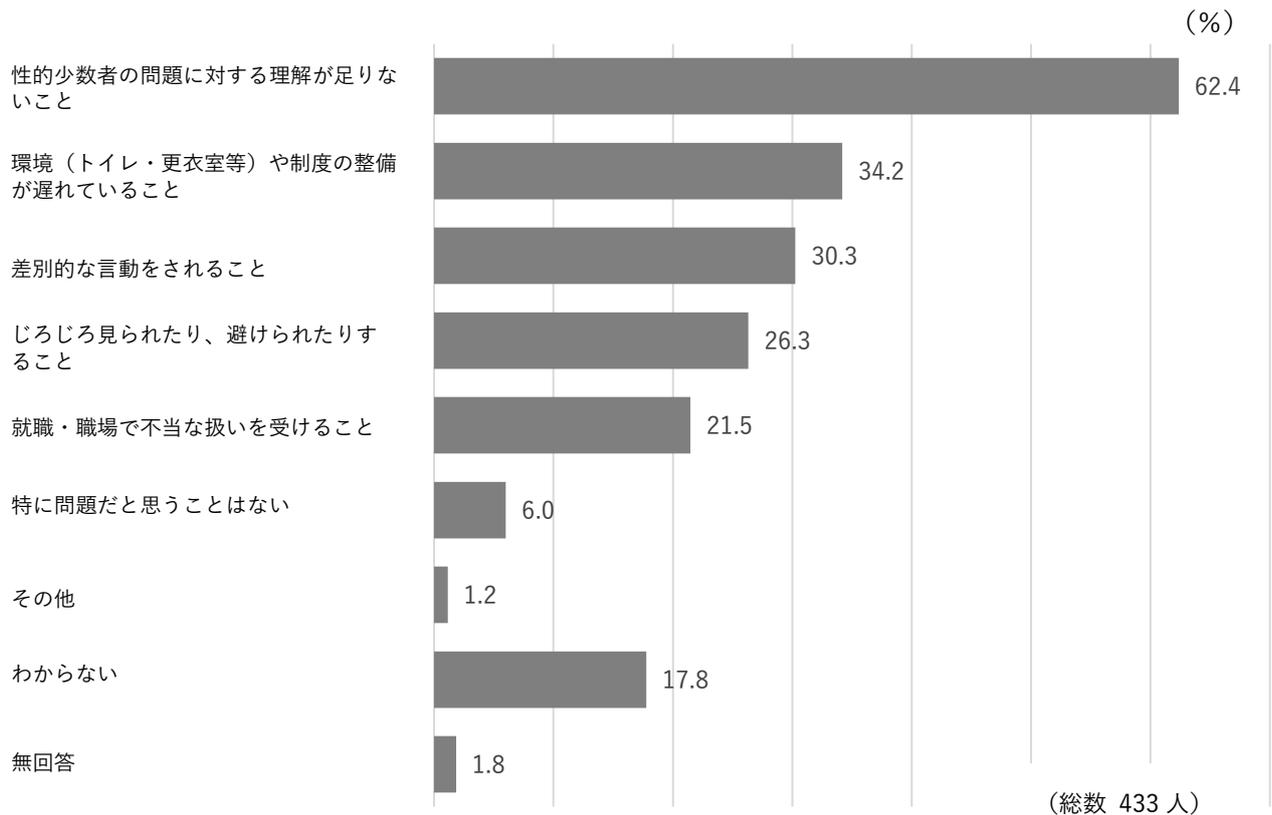
また、世界保健機関（WHO）は、2019（令和元）年1月、国際疾病分類の改訂版を約30年ぶりに採択し、「性同一性障害^{*83}」を精神疾患の分類から除外し、性の健康に関する分野に加えました（2022（令和4）年1月施行）。

すべての人が等しく自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指し、日々の生活を送る上で生きづらさを感じることをないよう、当事者の要望に沿った施策の実施が求められています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

性的少数者の人権について

問 23. 性的少数者（LGBT等）の人権について、特にどのように思いますか。（〇はいくつでも）



■「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」が 6 割強

性的少数者の人権について、特にどのようなことが問題かと聞いたところ、「性的少数者の問題に対する理解が足りないこと」が 62.4%（県 51.7%）で最も高い。次いで「環境（トイレ・更衣室等）や制度の整備が遅れていること」34.2%（県 選択肢なし）、「差別的な言動をされること」30.3%（県 38.5%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

LGBT等に対する国際的な認識の変化や、国民の10人に1人がLGBTのいずれかに該当するなどの調査結果等を踏まえ、市民や教職員・市職員・事業者等が多様な性のあり方についての正しい知識を持ち、偏見・差別が解消されるよう、学校教育や社会教育において教育・啓発に取り組みます。

(3) 具体的施策

ア. 学校教育における取組

性的指向と性自認等について教職員が正しく理解した上で、児童生徒の理解を促し、そのことを理由としたいじめや差別を許さない生徒指導と人権教育を推進します。

また、校内相談体制を充実させ、LGBT等で悩んでいる児童生徒に対しては、「性同一性障害に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日文科科学省児童生徒課長通知)に基づいた配慮と組織的な支援を行います。

イ. 社会教育における取組

地域社会や職場において、LGBT等の人々が直面する課題を認識し、多様な性のあり方への理解を促すために、関係各機関や民間団体等と連携して、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布等、広く市民への啓発を行います。

用語解説

*81 LGBT

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。2019(令和元)年11月に株式会社LGBT総合研究所が全国20~65歳の約42万人を対象に実施した「LGBT意識行動調査2019」によると、日本におけるLGBTのいずれかに該当する人は10.0%(国民の10人に1人)という結果が報告されている。

*82 性同一性障害特例法(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)

性同一性障がい者のうち特定の要件を満たす者につき、家庭裁判所の審判により、法令上の性別の取扱いと、戸籍上の性別記載を変更できることとした法律。2003(平成15)年7月10日に成立し、翌年7月16日に施行された。2008(平成20)年には、性同一性障がい者の性別取扱い変更にかかる審判要件の一部を変更し、現行の要件は、①20歳以上であること、②現に婚姻していないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることとなっている。

***83 性同一性障害 (Gender Identity Disorder, G I D)**

出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己意識 (Gender identity、性同一性) を持ち、自らの身体的性別に持続的な違和感を覚える状態の医学的な診断名及び状態像。身体の性別と性同一性の齟齬に違和感や嫌悪感を覚えながら、生活上のあらゆる状況において身体上の性別に基づいて生活し、また周囲から扱われることを強いられるため、精神的に著しい苦痛を受けることも少なくない。